

平成31年3月26日

第91回 神戸市個人情報保護審議会

オーラルフレイルチェック事業の
実施について

(保健福祉局)

神保高国第4541号
平成31年3月18日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う
フレイルチェック情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う
フレイルチェック情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

平成30年度に65歳、66歳でフレイルチェックを受診した者に係る以下の情報

【受診者情報】

- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・実施日
- ・実施場所

【フレイルチェック結果】

受診票・質問票への回答

- ・日常生活動作
- ・もの忘れ
- ・運動機能
- ・栄養状態
- ・身長・体重・BMI・腹囲
- ・口腔機能
- ・こころの健康
- ・あたまのはたらきと日常生活機能

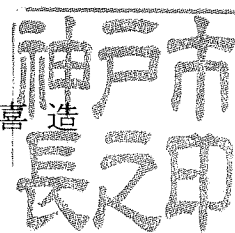
体力測定結果

要介護リスク評価

神市参住第2021号
平成31年3月26日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：市民参画推進局参画推進部住民課

オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】(当該オーラルフレイルチェック事業の実施年度末 3 月 31 日現在で 65 歳(予定)の者について)

- ・郵便番号
- ・住所(漢字)
- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名(漢字・カナ)
- ・生年月日
- ・性別

神保保保第 1792号
平成31年 3月 18日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う
個人情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局保健所保健課

オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う
個人情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【対象者情報】(当該オーラルフレイルチェック事業の実施年度末3月31日現在で65歳(予定)の者を住民基本台帳情報より抽出)

- ・郵便番号
- ・住所(漢字)
- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名(漢字・カナ)
- ・生年月日
- ・性別

【オーラルフレイルチェック受診者情報】

- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・実施日
- ・実施場所

【オーラルフレイルチェック項目・結果】

◎受診票結果・質問票への回答

- ・歯の状態、咬合の状態
- ・口腔衛生状況
- ・咀嚼機能
- ・舌・口腔機能
- ・嚥下機能
- ・口腔乾燥
- ・粘膜の異常
- ・歯周組織の状況

平成 30 年度に 65 歳、66 歳でフレイルチェックを受診した者に係る以下の情報

【受診者情報】

- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・実施日
- ・実施場所

【フレイルチェック結果】

◎受診票・質問票への回答

- ・日常生活動作
- ・もの忘れ
- ・運動機能
- ・栄養状態
- ・身長・体重・BMI・腹囲
- ・口腔機能
- ・こころの健康
- ・あたまのはたらきと日常生活機能
- ・こころとからだの健康度

◎体力測定結果

◎要介護リスク評価

オーラルフレイルチェック事業の実施について

1 趣旨

フレイルの前駆症状となるオーラルフレイルを早期に発見し改善することにより、全身のフレイル予防ひいては健康寿命の延伸につなげるため、65歳の市民に対してオーラルフレイルチェック事業を実施する。さらに、本事業を契機として高齢者の市民にオーラルフレイル予防の重要性を認識いただくとともに、かかりつけ歯科医を持っていただき、定期的な受診を促すことにより、生涯、口からおいしく食べて健康で自分らしい生活を送っていただくことを目指す。

- * 「オーラルフレイル」とは、滑舌低下、食べこぼし、わずかのむせ、かめない食品の増加など口の機能低下をいう。放置するとフレイルや介護を要する状態につながるため、口や舌の体操の訓練などが必要である。
- * 「フレイル」とは、病気ではないが、加齢により全身の予備能力の低下、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい状態のことである。早期に発見し、適切な食事と運動を心がければ、再び健康な状態に戻る可能性があるとされている。

2 実施概要

【平成 31 年度】

平成 32 年度以降のオーラルフレイルチェック事業の本格実施に向けて、平成 30 年度のフレイルチェック受診者を対象に試行的にオーラルフレイルチェックを実施し、保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課が実施しているフレイルチェックの結果との突合分析を行い、実施結果を検証する。

- ① 平成 30 年度フレイルチェック受診者(65 歳、66 歳)にオーラルフレイルチェックの受診を案内する。案内にあたっては、本事業の趣旨・目的を説明の上、同意いただいた方にお申込みいただく。
- ② 集団会場において、オーラルフレイル予防の観点に基づく咀嚼や嚥下などに関する質問票への回答と舌・口唇・嚥下機能などの測定を行う。チェック結果については会場で本人に説明し、必要に応じて指導や治療のアドバイスを行う。
- ③ 記入済の質問票とオーラルフレイルチェック結果を、こうべ健康いきいきサポートシステム専用端末に手入力し、フレイルチェック結果と突合する。
- ④ 突合したデータは、郵便番号、住所、氏名、生年月日を削除し匿名化した上で、将来、要支援・要介護の認定を受けるリスクとオーラルフレイルの関連性等について、大学に委託して分析する。分析結果はホームページ等にて公表するとともに、オーラルフレイル予防のための効率的・効果的な保健指導・介護予防事業の実施及び施策の企画立案に活用する。

【平成 32 年度以降】

平成 32 年度以降は、市民に身近な地域の歯科医院において広くオーラルフレイルチェックが受診できる体制を整えていく。それに伴い、こうべ健康いきいきサポートシステム内にオーラルフレイルチェックシステムを構築し、受診結果を蓄積することにより、65 歳という前期高齢者の入り口に表出する口腔機能の衰えの傾向を分析し把握する。

- ① 65 歳の市民を対象とし、地域の歯科医院において受けることができるオーラルフレイルチェック事業の案内を行う。案内にあたっては、本事業の趣旨・目的を説明の上、同意いただいた方にお申込みいただく。
- ② 地域の歯科医院において、オーラルフレイル予防の観点に基づく咀嚼や嚥下などに関する質問票への回答と舌・口唇・嚥下機能などの測定を行う。チェック結果については受診した歯科医院から本人に説明し、必要に応じて指導や治療のアドバイスを行う。
- ③ 回収した質問票・計測結果を、こうべ健康いきいきサポートシステム内のオーラルフレイルチェックシステムへ入力してデータを蓄積・分析し、事業評価等を行い、地域の歯科医院において実施できるオーラルフレイル予防のための効果的な取り組みや施策の企画立案に反映させていく。

3 効果

オーラルフレイルチェックを受け、自分の口の機能の状況を知り、フレイルの前駆症状であるオーラルフレイルを早期に改善することにより、フレイルからの回復やフレイル移行の予防につなげることができる。また、よく噛み、バランスの良い食事を取り、運動を継続し、前期高齢期から生活習慣を見直し、自発的な健康づくりを意識づけることができる。これらにより、口腔機能低下の予防や低栄養予防の観点から、健康寿命の延伸に資することができる。

4 実施計画

平成 31 年 6 月～ オーラルフレイルチェック事業(集団チェック)実施
平成 31 年 4～9 月 オーラルフレイルチェックシステムの構築
平成 32 年 4 月～ オーラルフレイルチェック事業(個別チェック)本格実施

5 件数

平成 31 年度 フレイルチェック受診者 (65 歳、66 歳の市民) 約 1300 人のうち、
300 人程度 (見込み)
平成 32 年度～ 65 歳の市民のうち、年間 2,000 人程度 (見込み)

6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

また、神戸市歯科医師会など本事業に係る委託先事業者についても、委託契約に基づき個人情報の適正な取り扱いを徹底させる。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては静脈認証とユーザーID、パスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機に保存せず、庁内の施錠されたラック内に設置するサーバーで一括管理する。
- ③ 端末機とサーバーは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① サーバーを管理している保管施設への入退室は関係者のみに限定し、入退室時の鍵の貸し出し状況を記録する。
- ② パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ③ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分などの方法で確実に速やかに破棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

委託先事業者における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守について定めた委託契約及び約款に基づき、厳格に管理する。

■ オーラルフレイルチェック事業の実施について

